**委員会への理事者出席の取扱いについて（案）**

　委員会への理事者の出席については、令和元年９月定例会（前半）において

試行的に次のとおり取扱うこととする。

　試行実施後、その結果について改めて理事者から意見を聴取したうえで議会

運営委員会理事会において今後の取扱いを協議いただく。

|  |
| --- |
| ≪試行実施取扱要領≫  １　委員会への出席   1. 委員会では、発言通告制を採用していないことから、事前の委員との   調整の中で、答弁が必要とされる理事者及び関連する理事者の絞込みが  可能な場合にあっては、理事者側で出席者を限定して差し支えない。  (2)　理事者の入れ替えは休憩時に行う。  ２　欠席届の取扱い  以上により、出席しない理事者については、欠席届は不要とする。 |